

帯広聾学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの幼児児童生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の幼児児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「北海道帯広聾学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、次のとおりとする。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 幼児児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 子どもと子ども、子どもと教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している幼児児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では「いじめ」を訴えてきた幼児児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、幼児児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

ア 幼児児童生徒に対して

- ・幼児児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、幼児児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・思いやりの心や幼児児童生徒がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、幼児児童生徒がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

イ 教員に対して

- ・幼児児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、幼児児童生徒との信頼関係を深める。
- ・幼児児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・幼児児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して幼児児童生徒に示す。
- ・積極的にいじめの認知に努め、幼児児童生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・幼児児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を一人で抱え込まないで、管理職へ報告することや同僚の協力を求めることの意識をもつ。
- ・幼児児童生徒に直接指導する立場であることから、教員の不適切な認識や言動などが幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように十分留意す

る。

ウ 学校全体として

- ・学校は、日頃から、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。幼児児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果から幼児児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の共通理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいたときには学級担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを幼児児童生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童生徒会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・学校は、幼児児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場である。単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

エ 保護者・地域に対して

- ・幼児児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だよりや学校見学会、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

ア 早期発見に向けて・・・「変化に気づく」

- ・幼児児童生徒の様子を学級担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる幼児児童生徒には、教員は積極的に声かけを行い、幼児児童生徒に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、幼児児童生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、幼児児童生徒との信頼関係を深める。

イ 相談ができる・・・「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを幼児児童生徒に伝えていく。
- ・いじめられている幼児児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、幼児児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、幼児児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている幼児児童生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

ウ 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

- ・教員が気づいた、あるいは、幼児児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている幼児児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その幼児児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・各種委員会に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、学部主事・生徒指導主事、生活部長、各学部教務主任、養護教諭とし、必要に応じて外部専門家に出席を求める。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、幼児児童生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年の学級担任等を加え、事実関係の把握、関係幼児児童生徒・保護者との連携等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、幼児児童生徒の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、幼児児童生徒や保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の北海道教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、速やかに十勝教育局に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや学校評議員会等でいじめ問題など健全育成についての話し合いを行い、積極的に情報発信に努める。